

全教
豊中教職員組合
とよなか
 2023年3/17
 No.638
 〒560-0054
 豊中市桜の町3-12-10 3F
 TEL (06) 7161-4161
 FAX (06) 7161-2511
 ホームページ 検索:「全教豊中」

学校現場の実態を考慮せず

あまりにひどい市教委による人事

今までと違う！

人事異動について、全教豊中教職員組合は、組合員一人ひとりの異動の希望を把握します。

かつて学校長が正確に本人の意向・希望を市教委に伝えず、希望に反して転勤するということがありました。そこで、本人が学校長に伝えていることがきちんと教育委員会に届いているかの確認をしてみました。

もちろん個別の人事に対して要求を出すことはしませんが、異動は勤務労働条件とおおいに関係があります。

そのなかで、昨年度から「これ

は、教職員課ひどいんじゃないか」と思われるケースが目立ち始めました。

講師人事について

昨年度は、講師への連絡が例年より遅く、先に他市から声がかかり、他市で勤務するケースが複数うまれました。今年度も、まだ声がかからずに春からの任用待ちの方がいます。(3/15現在)

講師不足と言われています。

しかし、講師の方から「豊中の教育委員会の対応は冷たくひどい」という声が届いています。これでは、豊中市は「講師を大事にしない市」と言われ、ますます講師

不足に陥る可能性があります。

育休明けの異動

これまでは、育休明け4月の異動は本人が希望しなければ行われませんでした(全教が把握する情報の範囲内)。

しかし、この年度末、年限がきたからと育休明け4月からの異動が行われようとしています。

人によっては同じ年限なのに残留の人もいます。

育休が明け、やっと保育所が決まり復帰するなかで、勤務先

が変わることがどれほど大変なものかは想像に難くありません。それを、残留の希望があるにもかかわらず異動させることは、子育てしながら働き続けることにとって非常にマイナスです。

政府も挙げて「子育て支援」をうたっているなかで国の方針とも逆行しています。

大きく変えられた人事異動方針

削除された

- 「教職員の意欲」
- 「教職員組織の充実に意を払う」

令和4年度(2022年度)からこれまでの人事異動方針が大きく変えられました。

長年市教委が出していた「人事異動方針」には、次のような文章がありました。

「教育に対する教職員の意欲と教育効果の一層の向上を目指して、…適正な人事を行う。」

「教職員組織の充実に意を払い、開かれた学校として市民の期待と要望に応えられるよう…」

新たな人事方針では、これらが削除され、「教職員の人材育成を推進する視点にた」ち、適正な人事をおこなうと変更されました。

新任は3年、2校目から 4年で異動対象

このことは、今年度、急に教育委員会が打ち出しました。理由は「職場の活性化」ですが、果たしてそうでしょうか。

教育の仕事はすぐ結果が出るものではありません。六年生が卒業の時「受け持ってもらった先生、もう誰もいない」と寂しそうに言っていたのを聞いたことがあります。

校務分掌引継ぎの面でも困難をきたします。

現場の意見を聞くこともない、教職員の働く意欲を失わせ、次年度の学校校務体制を考えているとはいえない荒っぽい決定です。

メンタル疾患の

休職からの復帰

ストレス社会と言われるなか、民間企業、公務員ともメンタル疾患で休む人は増えていきます。

厚生労働省は「メンタル疾患で休んだ人の復職には十分なゆとりと丁寧な対応を」というガイドライン⁽¹⁾を出しています。ところが、教職員課は復帰の道を閉ざしてしまうようなやり方をすすめていると言わざるをえません。市は、主治医の診断書は参考で、決めるのは市教委という考えです。

私たちが求める人事

- ① 個々の教職員のおかれている状況への配慮(子育て・介護・通院など)
- ② 組織として学校現場が困らないように
- ③ 公平・公正、透明性があり、多数の人が見て妥当性がある

このような人事異動を求めます。

古今東西、人事権を持つものがその力を行使して人々を従わせよう構図は後を絶ちません。

人事に関することは説明する必要がないと市教委はいうかもしれない。しかし、異動希望への配慮が感じられず、不透明なところでこれまでと大きく違う人事異動が行われることが続けば、私たちは安心して働き続けることができません。

(1)「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」厚生労働省 労働者健康安全機構



乱暴な豊中市教委による 異動年限の変更

府教委は「経過措置」を設けて府下市町村へ示す

豊中市で突然変えられた異動年限。実は大阪府下では府教委が今年3月に「異動年限の変更」を示しました。

新採—4年以上、最長6年
変更なし

それ以外の者—現行7年以上から
—4年以上勤務に

府教委は、この実施に「移行期間」を設けています。

23年度末	6年以上
24年度末	5年以上
26年度末	4年以上

現場への混乱を避ける意味でも当然の措置です。豊中市教委のやり方はあまりに乱暴といわなければなりません。